

徳山労働保険事務組合

住所: 山口県周南市代々木通り 2-12
第2代々木公園前ビル4F
電話: 0834-34-3003
FAX: 0834-34-3004

徳山労働保険事務組合は、事業主の皆さまに代わって「労働保険の事務手続き」を処理することができる団体として厚生労働大臣より認可を受けた団体です。

事務処理委託のメリット

- メリット① 労働保険料の申告・納付等の労働保険事務を事業主様に代わって処理しますので、事務の手間が省けます。
時間・作業量そして人件費等にかかるコストを削減できます。
- メリット② 労働保険料の額にかかわらず、労働保険料を3回に分割納付できます。「資金繰り」の計画が立てやすくなります。
- メリット③ 労災保険に加入することができない事業主や家族従事者なども、労災保険に特別加入することができます。
「特別加入制度」をご利用いただけます。
- メリット④ 労働保険事務に精通しているからこそ可能な法令順守。コンプライアンスに基づいた処理で会社づくりをサポートさせていただきます。

特別加入のメリット

- 1、 社長、役員、事業主の家族も労災保険の対象となれます。
- 2、 通勤途中のケガでも補償を受けることができます。
- 3、 休業補償が受けられます。
- 4、 保険料は全額経費算入(損金算入)できます。

事務委託手数料

幣労働保険事務組合が、事業主に代わって、労働保険料の納付や労働保険等に関わる各種届出など、煩雑な事務を代行するサービスです。

◎事務委託の内容

- ・概算保険料、確定保険料などの申告などの申告及び納付に関する事務
- ・保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険に関する事務
- ・労災保険の特別加入の申請等に関する事務
- ・雇用保険の被保険者に関する届出等の事務
- ・その他労働保険についての申請、届出、報告に関する事務

◎徳山労働保険事務組合のみの委託

- ・入会金：12,000 円

〔事務委託手数料〕

労働者数	年間事務手数料(別途消費税)
1～4名	3,000 円 + 概算保険料の 5%
5～9名	5,000 円 + 概算保険料の 5%
10～15 名	7,000 円 + 概算保険料の 5%
16～20 名	10,000 円 + 概算保険料の 5%
21 名～	15,000 円 + 概算保険料の 5%

一人親方等「特別加入」のみは、年会費 24,000 円+労災保険料が必要となります。

* の金額は、データ管理費となります。

【 事務組保険料の例 】

小売店 ○○株式会社 → 5名の社員さん

労働保険年度 4/1 ～ 翌 3/31の賃金の総額 9,000,000 円

$$\text{労災の概算 } 9,000,000 \times \frac{3.5}{1000} = 31,500 \text{ 円 } \textcircled{1}$$

$$\text{雇用の概算 } 9,000,000 \times \frac{11}{1000} = 99,000 \text{ 円 } \textcircled{2}$$

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} \text{ (概算保険料)} = 130,500 \text{ 円}$$

$$5,000 \text{ 円} + 6,525 \text{ 円}$$

この金額の5%

合計 **11,525 円** が事務委託手数料となります。